

在留証

見本
(免税販売手続きの為の在留証明)

令和 XX年 XX月 XX日

在メルボルン日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を 使う人	証明 花子	生年 月日	(明・大) (昭・令・平)	35年 3月 22日
来訪者氏名 (※1)		本籍地の記入が求められている為 戸籍謄(抄)本が必要		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 (都・道) (府・県)	千代田区霞が関2丁目2番地1		
提出理由	免税販売手続	提出先	免税店	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

現住所	日本語:	オーストラリア連邦 ビクトリア州 ブライTON スミスストリート 2番地25号
	外国語:	2/25 SMITH STREET オーストラリアに2年以上の住所又は居住 を有すること。※「日」まで記入。
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		(令和・平成・昭和) 5年 4月 23日

(※1) 申請者と同じときは記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

必要書類

- 有効な日本旅券
- 有効なオーストラリアのビザが確認できる書類
- 2年以上の居住期間を証明できる書類。

(上記の場所の住所を定めた年月日に記入する日付を確認できる書類)

- 過去の住所証明も必要な場合は、過去の住所・居住期間が確認できる書類
- 戸籍謄(抄)本(最新の本籍地が反映されているもの)目安:6カ月。コピー可。

※入国から起算して6カ月前の日以降に作成された在留証明の使用が可能。